

(仮称) 川崎市立看護大学大学院の教員公募について

1 研究科・専攻 看護学研究科看護学専攻

2 募集人員等

分野	地域包括ケア看護学分野
領域（専門領域）	在宅看護学
任用職名	准教授または講師・助教
募集人員	1名
採用予定年月日	令和7年4月1日

3 待遇

- (1) 本学に教員として採用された場合、研究科の他、学部における講義や学生に対する指導も行うこととなりますので、御承知おきください。
- (2) 給料については、本市条例で定める大学教育職給料表に基づき決定する予定です。
- (3) 手当については、通勤手当、地域手当や期末・勤勉手当の他、支給要件を満たす場合に扶養手当や住居手当などを支給する予定です。
※1 通勤手当は、1箇月あたり55,000円を上限とします。
※2 地域手当は、給料月額額の16%に相当する額です。
※3 期末・勤勉手当は、4.50月分が支給されます。(令和5年12月1日現在)
※4 住居手当は、借家に居住する方に支給される場合があります。1箇月あたりの支給額は、31歳未満の方には25,200円、31歳以上41歳未満の方には16,500円、41歳以上の方には10,000円が支給される見込みです。ただし、持家に居住する場合や配偶者が住居手当を支給されている場合など、一定の要件に該当する場合には、支給対象外となります。

<月額給与モデル(参考)>

採用例	月額給与モデル (給料月額+地域手当)
大学院修士課程修了後、職務経験21年で准教授として採用の場合	484,800円
大学院修士課程修了後、職務経験11年で講師として採用の場合	402,600円
大学院修士課程修了後、職務経験6年で助教として採用の場合	335,000円

※ 上表は、あくまで参考です。実際には、職務歴や学歴などにより異なります。

- (4) 平日夜間及び土曜日の開講を基本に、カリキュラムや研究活動に応じた変則勤務等について検討しております。勤務時間については、8:30~22:00の間に、1日7時間45分、1週間では38時間45分が基本となります(これとは別に、休憩時間1時間有)。
※大学講義8:50~18:30(1限~5限)、大学院講義10:00~21:45(1限~6限)いずれも100分授業
- (5) 休日については、日曜及び祝日と、年末年始(12月29日~1月3日)となりますが、休日における入試などの業務は、出勤していただく場合があります。出勤された場合は、他の勤務日において振替休日を取得できます。なお、土曜日に勤務する場合は、別途週休日を定めます。
- (6) 休暇については、年次有給休暇の他、夏季休暇(5日)、結婚、出産や子の看護休暇等の特別休暇があります。

4 応募資格

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者(※川崎市職員(大学教育職)としての採用となります。)

- (2) 大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 9 条に該当し、博士の学位を有する者、またはそれに準ずる者
 - (3) 看護師の免許を有する者
 - (4) 3 年以上の臨床または臨地経験を有すること
- ※ 次の「8 注意事項」を必ず御確認ください。

5 提出書類

次の提出書類について、全て 1 部準備してください。

- (1) 履歴書（別紙様式第 1 号）
- (2) 教育研究業績書（別記様式第 2 号）
- (3) 自己推薦書
- (4) 看護師免許証写し（保健師免許、助産師免許をお持ちの方は添付してください。）
- (5) 学位修了証写し
- (6) 顔写真（縦 40mm×横 30mm）※履歴書の所定欄に貼付してください。

6 提出期間

公募開始日から令和 6 年 5 月 30 日（木）（必着）に、追跡可能な郵便サービスで必ず郵送してください。郵送以外の方法による書類の受理は行いません。

7 選考方法

第 1 次選考…書類審査

第 2 次選考…日時・場所は、個別調整し、第 1 次選考合格者にのみ内容をお知らせします。

8 注意事項

- (1) 履歴書、教育研究業績書の記載に際して、所定様式の欄で足りない場合は、適宜、行数、ページ数の追加等を行ってください。自己推薦書は A 4 表面一枚に収まるように作成してください。
- (2) 応募書類を入れた封筒の表に「教員応募書類在中」と朱書きしてください。
- (3) 応募書類は返却いたしません。
- (4) 第 2 次選考合格者につきましては、文部科学省に提出する書類を別途作成のうえ、提出していただきます。
- (5) 第 2 次選考合格者につきましては、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査の際に、大学で判断した職位と異なる職位の審査結果となる場合がありますので、御留意ください。
- (6) 第 2 次選考合格者につきましては、大学設置・学校法人審議会による教員資格審査の際に、不適格と判断がされた場合においては、採用を取り消しますので、御留意ください。
- (7) 大学院設置認可の計画が、文部科学省から認可されなかった場合には、採用を取り消しますので、御留意ください。

9 応募書類の提出先及び問合せ先

〒212-0054 川崎市幸区小倉 4-30-1

川崎市立看護大学事務局総務学生課 担当 阿久津

メール 40kangos@city.kawasaki.jp

※お問い合わせは必ずメールでお願いします。